

噴火警戒レベル引下げ時の対応について（案）

1 立入規制について

- 噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）において、警戒が必要な範囲とされた火口から概ね 1 キロメートルの範囲（別添「御嶽山入山規制対応図」の範囲）は、必要な安全対策が整うまでの間、引き続き警戒区域として立入規制を継続する。

* 規制の根拠：災害対策基本法第 63 条第 1 項

〔市町村長の警戒区域設定権等〕

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

○ 立入規制を継続する理由

- ・ 噴火により荒廃した警戒区域内の避難施設（山小屋等）、登山道等の現状が把握されておらず、危険な状態が想定されるため
- ・ 突発的な噴火に備えた安全対策を講じる必要があるため

2 今後の方針

- ・ 早急に現地の状況を把握し、必要な安全対策を検討する
- ・ 必要な安全対策が整った段階で規制の見直しについて協議する